

# 「ブルーリボン訴訟」を終えて

南木倶楽部全国代表

南木 みなぎ  
隆治 たかはる



## ■裁判を応援して下さい全ての皆様に感謝

本年令和7年4月10日、『ブルーリボン訴訟』は最高裁が、我々原告の上告を棄却して、終わりました。皆様、長い間有難うございました。裁判は敗訴でしたが、我々が得た収穫は実質勝訴ともいえるほど、非常に大きなものでした。この訴訟の結果、今後、我が国の裁判官が、ブルーリボンバッジを身に着けている国民に対して、そのバッジを外させるという馬鹿げた訴訟指揮をすることはもう二度とないだろうと、原告の一人であり、本稿筆者である南木は判断しています。その意味で、当裁判は実質目的を達成したので

あり、私たちは、我が国の正気を保つために貢献出来たのではないかと思っております。それはもちろん、裁判を支援してください、傍聴して下さい、一緒に戦ってください、皆様のおかげです。皆様、本当にありがとうございました。

## ■『フジ住宅』今井会長、議員の皆様、救う会西岡会長に感謝

『ブルーリボン訴訟』は東京証券取引所プライム市場（東証一部）上場企業『フジ住宅』の創業者、会長である今井光郎氏が原告代表に就任されたことにより、広く人々の耳目を集め、マスメディア注目の訴訟となりました。また、和田政宗参議院議員をはじめ、多くの国会議員、

地方議員の皆様が多大なご協力を得ました。裁判全期間を通じて、「ブルーリボンバッジ」を常時着用する政治家は日増ししく増え、また、公務員や各種団体にも同バッジ着用の習慣が広まりました。日本を訪問された米国大統領や同国政府高官が、そろって同バッジを着用して、連帯を示してくださいました。また、「救う会」西岡力会長はじめ、「ブルーリボン」の会の皆様他、関係する多数の皆様にも協力を賜りました。裁判進行中に、全国で映画『めぐみへの誓い』（野伏翔監督）が何度も上映され、横田めぐみさんはじめ、北朝鮮によって拉致された人々を、一刻も早く奪還せねばならないと言う多くの人々の想いが盛り上がることに、

当裁判は相乗効果を果たせたと思います。

### ■最高裁は1年間熟慮した

当『ブルーリボン訴訟』の最高裁判所への上告の日付は、昨年、令和6年4月10日でした。そして、上告棄却の決定が本年、令和7年4月10日でしたので、最高裁判所は、きっちり1年間、本件を検討し続けていたものであり、実際は中身を調べつくしたのであろうと思います。

### ■中垣内健治裁判官の「格下げ人事」と抱き合わせの最高裁決定

そして、これは、この稿を書いている南木の個人的な見解ですが、今回の最高裁決定は、最初と同バッジを外させた、中垣内健治裁判官の「格下げ人事」と抱き合わせの判決のつもりなのではないかと思っています。

裁判官の人事評価はすべて最高裁判所が行います。中垣内裁判官は、大阪地裁堺支部の支部長で、高裁の裁判官ですらなかったのに、ブルーリボンバッジを外させたからこそ、島根県の松江地方裁判所の所長に栄転できたという意見があり

ます。島根県には、地裁、家庭裁判所、簡易裁判所もあるが、島根県を管轄する全ての裁判官の中で一番高い地位が、中垣内裁判官が就任した松江地方裁判所の所長です。栄転であったと言えるのではないのでしょうか。その後彼は、大阪高裁の部長（裁判長）として、大阪高等裁判所に戻ってきていました。

ところが、今回彼は神戸市の家庭裁判所所長に、本年1月29日に就任しました。

これはどう見ても「降格」でしょう。

出世を望む公務員の一番関心がある事は、人事です。ブルーリボンバッジを外させたら、結局最後は降格になると分かれば、裁判官は今後、誰も「ブルーリボンバッジを外せ」とは言わなくなるでしょう。最高裁は、判決においては、仲間である裁判官を守ったが、今後同じことをしたら、格下げ人事の対象になることを、全国の裁判官たちに示しました。松江地裁の所長に、中垣内氏が就任したときは、昇格人事で、その人事も最高裁人事ですから、最高裁判所は、我々が訴訟を起こして以後、価値判断を変えたのだと思われれます。

よって、我が国の裁判官で、そのブルーリボンバッジを外さなければ、裁判を受ける事も傍聴する事も認めない、というような、愚かな訴訟指揮をする裁判官は、今後はもう現れることはないでしょう。

そう言う意味で、この裁判は実質勝訴しました。裁判にご協力くださった皆様、本当にありがとうございます。以上、取り急ぎ、『ブルーリボン訴訟を終えて』のご報告と、皆様への御礼まで。

〈「ブルーリボン訴訟」の経緯〉

平成27年、東証プライム市場上場「フジ住宅」の在日韓国人パート女性が、職場で「ヘイトスピーチ」を含む民族差別的な資料を配布されたとし、同社と、同社今井光郎会長を提訴した。大阪地裁で中垣内裁判長は筆者を含む傍聴人多数が常時着用しているブルーリボンバッジを傍聴券抽選の段階で外すよう命令。次に裁判当事者である今井氏らが同バッジを外さなければ開廷しないという異常な訴訟指揮を行った。これに対し同社の今井氏や筆者らは、この命令は憲法違反にあたるとして令和2年に国賠訴訟を起こした。同訴訟は、1、2審原告側の敗訴、上告したが今回の最高裁判決に至った。